第11号様式記載上の注意(68)中「四半期貸借対照表（」の次に「四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、」を、「中間貸借対照表」の次に「（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(68)ａ中「ｄ」を「ｃ」に改め、同記載上の注意(68)ａを次のように改める。

ａ　最近事業年度の損益計算書(67)ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下この(69)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

第11号様式記載上の注意(70)中「中間株主資本等変動計算書」の次に「（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(71)中「四半期累計期間に係る」を「四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の」に改め、「四半期キャッシュ・フロー計算書」の次に「（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）」を、「中間キャッシュ・フロー計算書」の次に「（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(74)中ｃを削り、ｄをｃとし、同記載上の注意(74)ｅ中「各四半期会計期間（当該事業年度の最後の四半期会計期間（以下このｅにおいて「最終四半期会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間」を「各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度」に改め、同記載上の注意(74)ｅ(c)中「（最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を削り、同記載上の注意(74)ｅ(c)中「（最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を削り、同記載上の注意(74)ｅ(d)中「記載」を「注記」に改め、「（最終四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を削り、同記載上の注意(74)ｅに次のように加える。

(e)　税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の４の規定により表示しなければならない税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額をいう。）

(f)　当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５第２項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g)　１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額をいう。）

第11号様式記載上の注意(74)中ｅをｄとし、ｄの次に次のように加える。

ｅ　ｄに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るｄの(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るｄの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

第11号の四様式記載上の注意(10－2)中「連結貸借対象表」を「連結貸借対照表」に改め、「四半期連結貸借対照表（」の次に「四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、」を、「中間連結貸借対照表」の次に「（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(10－3)ｃを削り、同記載上の注意(10－3)ｄ中「提出会社が、」を「提出会社が、最近連結会計年度において」に、「各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間（以下このｄにおいて「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間」を「各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度」に改め、同記載上の注意(10－3)ｄ(b)中「（最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を削り、同記載上の注意(10－3)ｄ(c)中「第77条第３項」を「第77条第５項」に改め、「（最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を削り、同記載上の注意(10－3)ｄ(d)中「記載」を「注記」に改め、「（最終四半期連結会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を削り、同記載上の注意(10－3)ｄに次のように加える。

(e)　税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額（連結財務諸表規則第64条の規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額をいう。）

(f)　当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第４項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g)　１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額をいう。）

第11号の四様式記載上の注意(10－3)中ｄをｃとし、ｃの次に次のように加える。

ｄ　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下このｄにおいて同じ。）に係るｃの(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

第11号の四様式記載上の注意(10－4)中「四半期貸借対照表（」の次に「四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、」を、「中間貸借対照表」の次に「（中間財務諸表等規則第３条の２に